

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成29年7月26日

沖縄県住宅供給公社

理事長 田端 一雄

1 入札に付する事項

(1)	工 事 名	平成29年度 県営赤嶺市街地住宅防音工事（1工区）
(2)	工 事 場 所	那覇市
(3)	工 事 内 容	防音工事（別冊図面及び別冊仕様書のとおり。）
(4)	工 期	契約締結の翌日から100日間
(5)	発 注 形 態	一般建設工事共同企業体（JV）発注
(6)	資 格 審 査 方 法	事後審査型 ※本工事は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。
(7)	その他適用のある 法令、制度等	リサイクル法 ※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		最低制限価格制度 ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申し込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
(8)	本工事に係る設計業務等の 受 託 者	株式会社 協和設計事務所

2 一般建設工事共同企業体（以下「JV」という。）の結成にあたっての要件

(1)	2社共同企業体とする。
(2)	自主結成方式とする。
(3)	当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(4)	他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。
(5)	代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
(6)	構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格者であること。

ア JVの構成員に必要な資格に関する事項

(1)	業 種	防音工事		<p>建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。</p> <p>なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。</p> <p>ただし、(3)に表示する年度に建設工事入札参加資格者名簿に(1)に記載する業種の経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)として登録されている者及びその構成員は参加できない。</p>
(2)	等 級	代表構成員建築業者	特A等級、A等級	
		その他構成員 管業者又は電気業者	A等級	
(3)	建設工事入札 参加資格者名簿 登録年度	平成29・30年度		
(4)	許可区分	代表構成員建築業者	一般建設業	
		その他構成員 管業者又は電気業者	一般建設業	
(5)	その他 入札参加要件	<p>①那覇市住宅騒音防止対策事業防音工事補助金交付に関する事務取扱要領第10条第3項に基づき、那覇市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者(那覇市に本店を有する)であること。</p> <p>②代表構成員は①に登録されている建築工事業者の中から、沖縄県土木建築部建設業者格付名簿に登録されている建築工事業者特A等級、A等級であること。</p> <p>③構成員は、①に登録されている管工事業者の中から、沖縄県土木建築部建設業者格付名簿に登録されている管工事業者A等級であること。又は①に登録されている電気業者の中から、沖縄県土木建築部建設業者格付名簿に登録されている電気業者A等級かつ管工事業者A等級若しくはB等級に登録されていること。</p> <p>④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>⑤建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。</p> <p>⑥入札開始日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>⑦原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者が当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある業者」とは、次のア又はイに該当する者である。 ア 当該構成員の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該構成員の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> <p>⑧他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係があるものすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)なお、以下の関係がある場合に、辞退するものを決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。 (ア)親会社と子会社の関係にある場合 (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。 (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p>		

		(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
		警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

イ JVの代表者に必要な資格に関する事項

(1)	配置予定技術者	資格区分	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建築施工管理技士 ・1級建築士 ・2級建築施工管理技士 ・2級建築士 	次のいずれかの主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は契約締結時点で当該工事に専任で配置できること。
		備考	<p>ア 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>イ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p>	

ウ JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

(1)	配置予定技術者	資格区分	<ul style="list-style-type: none"> ・2級管工事施工管理技士 ・2級電気工事施工管理技士 	次のいずれかの主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は契約締結時点で当該工事に専任で配置できること。
		備考	<p>ア 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>イ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p>	

4 入札手続等

(1)	手続き方法	本工事は、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を紙で行う紙入札対象工事である。			
(2)	設計図書の配布	期 間	自 平成29年7月26日（水） ～ 至 平成29年8月4日（金） ※土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。 （午後12時から午後1時は除く。）		
		配 布 方 法	沖縄県住宅供給公社 住宅部住宅管理課施設整備係 ※2階 ⑥番窓口（施設整備係）にてCD配布		
		問 合 せ 先	電話番号 098-917-2438		
(3)	共同企業体資格審査申請書等の提出	提出期間	自 平成29年7月26日（水） ～ 至 平成29年8月4日（金） ※土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。 （午後12時から午後1時は除く。）		
		提出先	所在地	〒900-0029	沖縄県那覇市旭町114番地7
			課名	沖縄県住宅供給公社 住宅部総務課	提出部数
		連絡先	098-917-2430	提出方法	持参によるものとする

(4)	入札期日等	日 時	平成29年8月15日（火） 10：00
		場 所	沖縄県土地開発公社事務所 5階 会議室
		入札の方法	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
		入札に関する注意事項	(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。 (3) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
(5)	申請書等の提出と競争参加資格の審査	<p>本競争は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から順に競争参加資格の審査を行うため一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）及び、関係資料（以下「資格確認資料」という。）を、持参により提出しなければならない。期限までに資格確認申請書及び資格確認資料の提出をしない者は、競争参加資格がないものとする。</p> <p>なお、落札候補者には、上位の者から順に3者（上位のものと同額のもの複数いる場合はくじにより審査順位を定める。）を決定し、資格確認申請書及び資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降のもの競争参加資格の審査は行わないものとする。</p> <p>(1) 確認申請書及び資格確認資料の提出期間等</p> <p>ア 提出依頼： 開札後、対象業者あてに連絡する。</p> <p>イ 提出期限： 平成29年8月18日（金）までとする。</p> <p>なお、期限内に限り、一度提出した申請書及び資格審査確認資料等の修正及び再提出を認めるが、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。</p> <p>ウ 提出先： 那覇市旭町114番地7 沖縄県住宅供給公社 住宅部総務課（3階） 電話番号：098-917-2430</p> <p>エ 提出部数： 1部（紙ファイル綴じ、背表紙に工事名、JV名を記載すること。）</p> <p>(2) 競争参加資格の確認結果通知</p> <p>平成29年8月23日（水）（予定）までに書面にて通知する。なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。</p> <p>ただし、落札候補者の競争参加資格がないと認められた場合は、次順位の者を落札候補者として資格の確認を行うので、落札決定を再度保留し、「保留通知」を行うものとする。</p>	

		<p>(3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。</p> <p>ア 提出期限： 競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）</p> <p>イ 提出場所： 沖縄県住宅供給公社 住宅部総務課（3階）</p> <p>ウ 提出方法： 書面（様式自由）を持参により提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。</p> <p>契約担当者は説明を求められたときは、苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。</p>
(6)	落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。
(7)	工事費内訳書の提出	<p>本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は、名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。</p> <p>(2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることができる。</p>
(8)	入札の無効	本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書及び資格確認審査資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(9)	その他	<p>(1) 資格確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>(2) 契約担当者は、提出された資格確認申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。</p> <p>(3) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない</p> <p>(4) 提出期限以降における資格確認申請書及び資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない</p> <p>(5) 資格確認申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。</p> <p>(6) 入札参加者は、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること</p> <p>(7) 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。</p> <p>(8) 工期は、事情により変更することがある。</p> <p>(9) 最低制限価格を設定する。</p>

5 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

(1)	入札保証金	免除する。
(2)	契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
(3)	前払い金	適用しない
(4)	部分払	適用しない
(5)	火災保険の要否	要

6 本公告に関する質問及び回答

(1)	問い合わせ先 及び 質問書提出先	沖縄県那覇市旭町114番地7 沖縄県住宅供給公社 住宅部総務課（3階） 電話：098-917-2430
(2)	提出期間	平成29年7月26日（水）から平成29年8月4日（金） ※土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。 （午後12時から午後1時は除く。）
	提出方法	持参によるものとする。
	回答方法	質問に対する回答方式は、次のとおり閲覧に供する 期間：回答日から平成29年8月9日（水）まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。 （午後12時から午後1時は除く。） 閲覧場所：上記において閲覧に供する